

群馬大学医学部附属病院難聴児支援センター規程

平成17. 4. 12 制定

改正 平成17. 9. 13 平成19. 4. 1

平成26. 4. 1 平成30. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院に、群馬大学医学部附属病院難聴児支援センター（以下「難聴児支援センター」という。）を置く。

(目 的)

第2条 難聴児支援センターは、新生児の聴覚検査を専門的に行い、両側中等以上の難聴児の早期の発見及び早期の療育支援を図るとともに、教育・研究業務への支援を推進し、広く医学・医療の向上及び発展に貢献することを目的とする。

(業 務)

第3条 難聴児支援センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 新生児に対する聴覚検査及び教育に関すること。
- (2) 聴覚障害児療育機関との連携に関すること。
- (3) 先進医療の実践に関すること。
- (4) 科学的根拠に基づく医療の実践及び教育の支援に関すること。

(職 員)

第4条 難聴児支援センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 耳鼻咽喉科、小児科及び産科婦人科から選出された教員 各1人
- (4) 言語聴覚士 1人
- (5) その他必要な職員

2 センター長は、病院長が指名する者をもって充て、センターを代表し、センターの業務を掌理する。

3 副センター長は、センター長から推薦された者のうち、病院長が指名する者をもって充て、センター長を補佐し、センターの業務を処理する。

4 センター長及び副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長及び副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第5条 難聴児支援センターの円滑な運営を図るため、群馬大学医学部附属病院難聴児支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、難聴児支援センターの運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長

- (3) 耳鼻咽喉科，小児科及び産科婦人科から選出された教員 各 1 人
 - (4) 言語聴覚士 1 人
 - (5) 看護師 1 人
 - (6) 医事課長
- (任 期)

第 7 条 前条第 3 号から第 5 号の委員の任期は 2 年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第 8 条 委員会に委員長を置き，センター長をもって充てる。

2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

3 委員長に事故あるときは，副センター長がその職務を代行する。

(会 議)

第 9 条 会議は，委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 10 条 委員長が必要と認めたときは，委員以外の者を会議に出席させ，その意見を聞くことができる。

(報 告)

第 11 条 委員長は，委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事 務)

第 12 条 委員会の事務は，医事課において処理する。

(雑 則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか，難聴児支援センターの運営に関して必要な事項は，委員会の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は，病院運営会議の議を経て，病院長が行う。ただし，法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正，その他軽微な改正に関しては，会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この規程は，平成 17 年 4 月 12 日から施行する。

2 この規程施行後，最初に任命されるセンター長及び副センター長の任期は，第 4 条第 4 項の規定にかかわらず，平成 19 年 3 月 31 日までとする。

3 この規程施行後，最初に委嘱される第 6 条第 3 号から第 5 号の委員の任期は，第 7 条の規定にかかわらず，平成 19 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は，平成 17 年 9 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。